

令和3年度 第3回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 6月25日 (金)			
開 催 場 所	今帰仁村役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和3年	6月25日	午後	1時 35分 開 会
	令和3年	6月25日	午後	4時 29分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	7 番	内間 正樹
	3 番	與那嶺 清	8 番	仲宗根 和盛
	4 番	大竹 恭弘		
欠席委員番号	6 番	宮嶋 扶喜子		
議事録署名委員	4 番	大竹 恭弘	5 番	大城 司

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第3回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>6番 宮嶋 扶喜子(みやじま ふきこ)委員から欠席の届出がありました。委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、4番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員、5番 大城 司（おおしろ つかさ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金チラシの配布について 報告3 その他の報告
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第14号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第15号 農地法第5条許可の取り消し願いについて 議案第16号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第19号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第13号から第19号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが14件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1時 40分 再開 午後 2時 43分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2ページから4ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議 長	議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。

		<p>(議案書に基づいて議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」6ページの利用権設定等関係整理番号1番から8番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委	員	<p>議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から8番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議	長	<p>続きまして、議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」6ページの利用権設定関係整理番号9番から12番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委	員	<p>議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号9番から12番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>
議	長	<p>続きまして、議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」7ページの利用権設定関係整理番号13番から15番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委	員	<p>議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定関係整理番号13番から15番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	利用権設定関係整理番号9番から12番の方は、北谷町から通って農業するんですか。
事 務 局	住所は北谷ですが、名護市に家を借りていて、そこから通って農業しているとのことでした。
議 長	よろしいでしょうか。議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第15号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第15号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」説明いたします。 (議案書に基づいて議案第15号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局の説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議 長	議案第15号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第15号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。こちらは議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
事 務 局	<p>補足で変更理由書を読み上げたいと思います。まず上運天590番(457㎡)、上運天591番(390㎡)については、当初の転用者との農地法の打ち合わせを怠ってしまい、事業継承変更を行う行為について誠に申し訳ございません。私自身が農地法を熟知していなかったためであります。以後このようなことがないように注意し、農地法の手続きを遵守いたしますので、何卒転用のご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	譲渡人が駐車場から事業変更する理由はわかりますか。
事 務 局	当初計画していた資金計画より設備整備資金が超過したため、事業継続できなくなったとのことです。
委 員	譲受人が他に転用手続きし未完成のままのものが何件かありますが、その経緯・状況を説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは読み上げます。農地法許可後の経緯、事業計画変更のうち</p> <p>①今帰仁村字今泊42番 転用目的宿泊施設 平成22年5月20日 沖縄県指令北振第83-3号 当初計画は当該敷地に2棟の宿泊施設を計画していましたが、当時の職人不足、人件費高騰及び維持管理問題で着手が遅れた状態が続いておりました。</p> <p>②今帰仁村字今泊29番2 転用目的駐車場整備 平成22年5月20日 沖縄県指令北振第83-4号 ①の駐車場として活用する予定でしたが、未着手の状態が続いたため履行することが困難になりました。</p> <p>③今帰仁村字今泊29番1 転用目的住宅建築 平成22年5月22日 売買。当該敷地に対しても工事計画が未着手なので法令手続きが必要になり、全体計画で検討する方向で進めている状態になります。</p> <p>④今帰仁村字今泊28番 転用目的住宅建築 平成22年5月22日 売買。当該敷地に対しても工事計画が未着手なので法令手続きが必要になり、全体計画で検討する方向で進めている状態になります。</p> <p>事業計画変更 全体計画図 今帰仁村字今泊29番2の土地を基準にして左隣接29番1、右隣接28番、下隣接42番を合筆して法令遵守の上宿泊施設建設に計画変更を進めることで事業者との調整も終わっています。当該につきましては、譲渡人、譲受人の認識不足でもありますので、ご理解していただき事業計画変更のご審議の方よろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして諸志の案件について説明します。許可後経緯 ①今帰仁村字諸志886番1 転用目的雇用施設 平成30年5月10日 沖縄県指令北振第86号 当初計画は当該敷地に雇用施設を計画していましたが、当時の職人不足、人件費高騰及び維持管理問題で着手が遅れた状態が続いておりました。</p>

	<p>②事業計画変更 全体計画図 当該地を敷地可分して2棟の雇用施設建設に計画変更を進めることで事業者との調整も終わっています。当該につきましては、譲渡人、譲受人の認識不足でもありますので、ご理解していただき事業計画変更のご審議の方よろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、上運天の案件について説明したいと思います。すみません。休憩をお願いします。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 3時 11分 再開 午後 3時 12分</p>
議長	<p>再開します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明します。農地法第4条許可後の経緯 今帰仁村字上運天590番、591番 転用目的駐車場整備 平成31年4月24日沖縄県指令北振第99号 当初計画は当該敷地に駐車場として経営する計画でしたが、許可目的を達成するのが困難になり、隣地にて資材置き場を計画している事業者が当該事業を継承することになりました。事業計画変更許可後、第4条の事業計画変更と合わせて農地法第5条の許可を行うことになりました。以上です。</p>
委員	<p>上運天557はまだ許可下りてないんですか。</p>
事務局	<p>そこは許可出てないです。保留です。</p>
委員	<p>そこの事業計画変更は必要ないんですか。</p>
事務局	<p>沖縄県から先に今回の案件から進めるようにとあったので、上運天557については保留のままです。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きますして議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第17号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きますして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことでありますので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
<p>(質疑がなければ進行)</p>	
<p>議長</p>	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番について、異議はございませんか。</p>
<p>(異議なしの声あり)</p>	
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号7番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
(質疑がなければ進行)	
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番について、異議はございませんか。</p>
(異議なしの声あり)	
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号8番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番については、令和3年6月18日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
議長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、事務局からの説明及び議案第16号の審議の際に地元委員からの報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑がなければ進行)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことでありますので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号12番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号12番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号12番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号12番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号12番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	現況地目は休耕地でいいですか。5条取消し議案では宅地となりましたが。
事 務 局	すみません。現況地目を休耕地/宅地に修正をお願いします。
議 長	よろしいでしょうか。議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号12番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号12番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号13番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号13番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号13番について内容を説明)

		<p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号13番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委	員	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号13番については、令和3年6月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
		(質疑がなければ進行)
議	長	<p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号13番について、異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号13番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>暫時休憩します。</p>
		<p>休憩 午後 3時 59分</p> <p>再開 午後 4時 4分</p>
議	長	<p>再開します。続きまして、議案第19号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは、私のほうから議案第19号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p>

	<p>(議案書読み上げ)</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>
議長	<p>それでは資料確認のため、休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 4時 5分</p> <p>(資料確認及び議案第19号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明)</p> <p>再開 午後 4時 14分</p>
議長	<p>休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第19号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。</p>
委員	<p>重要変更3-2は原野の一部を農地へ編入するのはわかりますが、後から一団の農地としてやっていくときに、申請地のハウスの左側に細く原野を残すという形になりますか。</p>
事務局	<p>地番がない里道があるんですけど、そこはもう畑利用されていないところで、今現在利用されているところに現況に沿ってハウスを設置する計画です。資料の中に測量を入れた平面図があるんですが、事業主体である花き農協を通じて設計を入れています。</p>
委員	<p>原野が合間合間に残るのは農振区域上やむを得ない感じですか。</p>
事務局	<p>実際利用されているのがこの範囲なので、それ以外を含めることはしないです。将来的な利用が見込めるところなので希望されているものだけを編入予定としています。</p>
委員	<p>ちなみに隣にあるハウスの地番は農振入っていないんですけど、こういうのは全体見直しの時に整備していきますか。</p>
事務局	<p>今後整備していく余地はあると思います。</p>
委員	<p>あと、軽微変更3-3についてですが、200㎡以下なので転用届出だけで大丈夫ですか。</p>

事務局	面積が17㎡になるのでそれで大丈夫と考えます。
委員	建物部分だけ変更でその周辺の農地も変更しなくて大丈夫ですか。もし後から転用するとなると、図面の形の分筆になると思うが。
事務局	コンテナと選別場を設置するというので、この面積の用途変更となっています。
委員	倉庫だとしたら進入路や道路に接している部分まで含めた用途変更がいいのでは？
事務局	転用の場合は乗り入れ口まで敷地に含めます。
事務局	申請人ともう一度図面を確認し、コンテナや選別場の位置が動かないのであればそのままという形を取り、もし移動が想定されるのならハウス以外の残地を全て面積求めてもう一度用途変更させたいと思います。
議長	よろしいでしょうか。議案第19号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第19号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和3年7月26日（月）を予定しています。 これにて令和3年度第3回総会を閉会します。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会時刻 午後 4時 29分</p>
	<p style="text-align: right;">会長 内間 正樹 印</p>
	<p style="text-align: right;">議事録署名委員</p>
	<p style="text-align: right;">印</p>
	<p style="text-align: right;">印</p>